

用語の解説

【人口】

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。「常住している者」については、平成 27 年国勢調査の概要「調査の対象」を参照のこと。

【年齢】

年齢は、平成 27 年 9 月 30 日現在の満年齢である。なお、平成 27 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は 0 歳とした。

【配偶関係】

配偶関係は、届け出の有無にかかわらず、実際の状態により次のとおり区分した。

- ・ **未婚** まだ結婚したことのない人
- ・ **有配偶** 妻又は夫のある人
- ・ **死別** 妻又は夫と死別して独身の人
- ・ **離別** 妻又は夫と離別して独身の人

【世帯の種類】

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

・ 一般世帯

ア 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。

イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

・ 施設等の世帯

- ・ **寮・寄宿舍の学生・生徒**（世帯の単位：棟ごと）

学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり

- ・ **病院・療養所の入院者**（世帯の単位：棟ごと）

病院・療養所などに、すでに 3 か月以上入院している入院患者の集まり

- ・ **社会施設の入所者**（世帯の単位：棟ごと）

老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり

- ・ **自衛隊営舎内居住者**（世帯の単位：中隊又は艦船ごと）

自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり

- ・ **矯正施設の入所者**（世帯の単位：建物ごと）

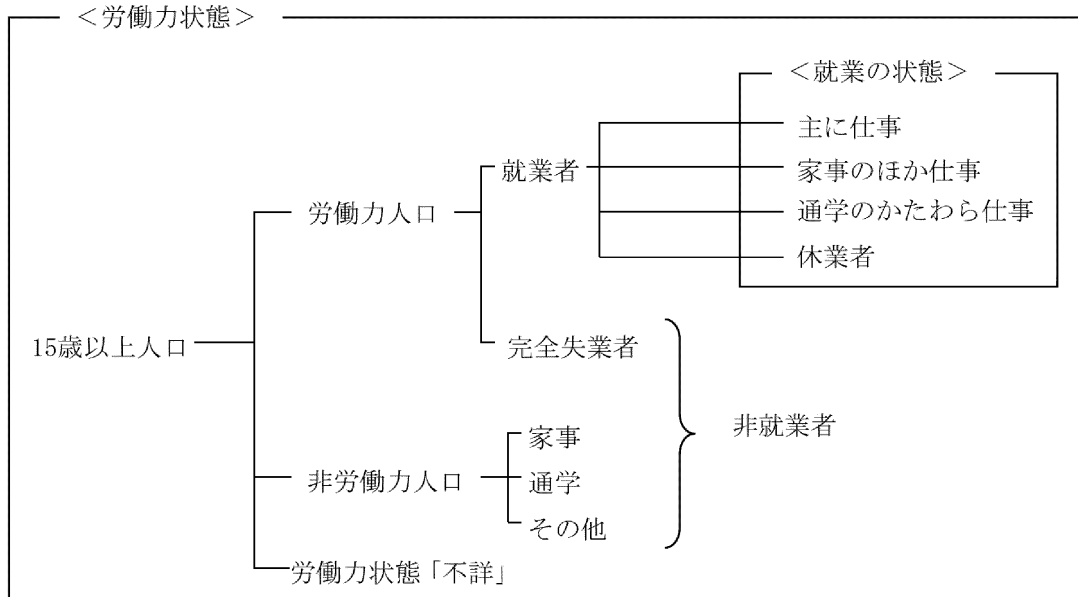
刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり

- ・ **その他**（世帯の単位：一人一人）

定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

【労働力状態】

15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



・労働力人口

就業者及び完全失業者

・就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としている。

- （１） 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合
- （２） 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合 また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めている。

・主に仕事

主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合

・家事のほか仕事

主に家事などをしていて、そのかたわら、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合

・通学のかたわら仕事

主に通学していて、そのかたわら、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合

・休業者

- （１） 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっ

ている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(2) 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合

・ **完全失業者**

調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

・ **非労働力人口**

調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、休業者及び完全失業者以外の人

・ **家事**

自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

・ **通学**

主に通学していた場合

・ **その他**

上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

【**労働力率**】

15 歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の割合

【**従業上の地位**】

就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、以下のとおり区分した。

・ **雇用者**

会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

・ **正規の職員・従業員**

勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人

・ **労働者派遣事業所の派遣社員**

労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人

・ **パート・アルバイト・その他**

- ・ 就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人
- ・ 専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人

・ **役員**

会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

・ **雇人のある業主**

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

・雇人のない業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

・家族従業者

農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

・家庭内職者

家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

【産業】

就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいう（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）。

国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類がある。

平成 27 年調査の産業分類は、平成 25 年 10 月に改定された日本標準産業分類を基に再編成したもので、大分類が 20 項目、中分類が 82 項目、小分類が 253 項目となっている。

詳しい定義や内容例示については、「平成 27 年国勢調査に用いる産業分類」を参照のこと。

(URL <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/users-g/pdf/sangyo.pdf>)

産業大分類を 3 区分に集約している場合の区分は以下のとおり。

・第 1 次産業

A 農業、林業 B 漁業

・第 2 次産業

C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業

・第 3 次産業

F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業

J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業

M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業

P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く）

【職業】

就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいう（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）。なお、従事した仕事は二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類による。

平成 27 年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類（平成 21 年 12 月設定）を基に再編成したもので、12 項目の大分類、57 項目の中分類、232 項目の小分類からなっている。

詳しい定義や内容例示については、「平成 27 年国勢調査に用いる職業分類」を参照のこと。

(URL <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/users-g/pdf/syokugyo.pdf>)

【社会経済分類】

「社会経済分類」は、人口を社会的・経済的特性によって分類したもので昭和 45 年調査から設けている。これは、全人口について、まず年齢及び労働力状態により、さらに、就業者については職業及び従業上の地位を踏まえて分類したもので、分類区分は、「平成 27 年国勢調査 社会経済分類表」（「用語の解説」の最後に記載）のとおり。

【従業地・通学地】

就業者が従業している又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分した。

なお、例えば外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としている。

・自区で従業・通学

従業地・通学地が常住している区と同一の区にある

・自宅

従業地が自宅（自分の居住する家又は家に附属した店・作業場など）である

・自宅外

従業地・通学地が自宅以外で、同じ区にある

・市内他区で従業・通学

従業地・通学地が常住している市の他の区にある

・県内他市町村で従業・通学

従業地・通学地が常住している県の他の市町村にある

・他県で従業・通学

従業地・通学地が常住している県と異なる都道府県にある

【常住人口（夜間人口）・昼間人口】

・常住人口（夜間人口）

調査時に当該地域に常住している人口。夜間人口ともいう。

・流出口

当該地域から他の地域へ通勤・通学している人口

・流入人口

他の地域から当該地域へ通勤・通学している人口

・昼間人口

当該地域の夜間人口から、流出口を減じ、流入人口を加えた人口

[例：A 市の昼間人口]

A 市の昼間人口＝A 市の夜間人口－A 市からの流出口＋A 市への流入人口

※流出口 A 市から A 市以外へ通勤・通学している人口

※流入人口 A 市以外から A 市へ通勤・通学している人口

【昼夜間人口比率】

常住人口（夜間人口）100 人当たりの昼間人口の比率（＝昼間人口÷常住人口（夜間人口）×100）

100 を上回っているときは昼間人口が常住人口（夜間人口）を上回ることを示し、100 を下回っているときは昼間人口が常住人口（夜間人口）を下回ることを示している。

【居住期間】

現在の場所に住んでいる期間をいう。

【5 年前の常住地】

その世帯の世帯員が5年前（平成22年10月1日）にふだん居住（常住）していた市区町村をいい、次のとおり区分した。なお、5歳未満の者については、出生後にふだん居住（常住）していた場所による。

・現住所

常住者のうち、5年前の常住地が調査時の常住地と同じ者

・国内

常住者のうち、5年前の常住地が現住所以外の日本国内の者

・自区内

常住者のうち、5年前の常住地が同じ区内の他の場所の者

・自市内他区

常住者のうち、5年前の常住地が同じ市内で、他の区の者

・県内他市町村

常住者のうち、5年前の常住地が同じ県内の他市町村の者

・他県

常住者のうち、5年前の常住地が他の都道府県の者

・国外

常住者のうち、5年前の常住地が外国の者

【転入】

調査時は当該地域に常住しているが、5年前は当該地域以外に常住していた者をいう。

【転出】

5年前は当該地域に常住していたが、調査時は当該地域以外に常住している者をいう。

【転入超過数、転出超過数】

転入者数から転出者数を差し引いた数をいう。なお、転入超過数がマイナスの場合は、転出超過を示す。

(参考) 抽出詳細集計の抽出方法及び結果の推定方法

抽出方法

抽出詳細集計では、母集団を次の二つの層に分け世帯の抽出を行った。

- (1) 一般世帯及び 30 人未満の施設等の世帯（自衛隊の営舎内居住者及び矯正施設の入所者を除く。）（以下「標本層世帯」という。）
- (2) 30 人以上の施設等の世帯（自衛隊の営舎内居住者及び矯正施設の入所者を含む。）（以下「しっ皆層世帯」という。）

このうち、標本層世帯の抽出は、市区町村別結果で一定の精度を確保するため、市区町村の人口規模に応じて標本の規模を定め、世帯を単位として無作為系統抽出を行い抽出した。しっ皆層世帯については、すべての世帯を抽出した。本市の各区における平均抽出率は、以下のとおり。

区の人口規模	該当する区	抽出率 (%)	n分の1
20万以上30万未満区	中川区、緑区	7.2	13.8
10万以上20万未満区	千種区、北区、西区、中村区、昭和区、瑞穂区、港区、南区、守山区、名東区、天白区	13.5	7.4
5万以上10万未満区	東区、中区、熱田区	23.8	4.2

結果の推定方法

抽出層世帯の結果は、当該市区町村の抽出率の逆数を乗率として線形推定により集計した。また、しっ皆層世帯については、集計値をそのまま用いた。したがって、ある市区町村のある属性を有する人口又は世帯数の推定結果を得るための計算式は、次のとおりとなる。

$$\hat{X}_k = \left(\frac{N_{k1}}{n_{k1}} \cdot \sum_{i1} x_{i1} \right) + \sum_{i2} x_{i2}$$

また全国における推計結果を得るための計算式は、次のとおりとなる。

$$\hat{X} = \sum_k \hat{X}_k = \sum_k \left\{ \left(\frac{N_{k1}}{n_{k1}} \cdot \sum_{i1} x_{i1} \right) + \sum_{i2} x_{i2} \right\}$$

ここで、

- k : 市区町村
- i1 : 標本層世帯の抽出人員（又は世帯）
- i2 : しっ皆層世帯の抽出人員（又は世帯）
- $\hat{X}_k$: k 市区町村における推定値
- N_{k1} : k 市区町村に標本層世帯の総人員（又は世帯数）
- n_{k1} : k 市区町村に標本層世帯の総抽出人員（又は世帯数）
- x_{i1} : 標本層世帯の抽出人員ごと（又は世帯ごと）の当該属性
（当該属性に該当する場合は 1、しない場合は 0、以下同じ）
- x_{i2} : しっ皆層世帯の人員ごと（又は世帯ごと）の当該属性
- $\hat{X}$: 全国の推定値

を示す。なお、結果標章に当たっては、1 の位の数字を四捨五入して 10 単位としたので、総数と内訳を合計した数値とは必ずしも一致しない。

推定値の精度

抽出詳細集計による結果は、標本によって得られた推定値であるため、標本誤差を含んでおり、全数集計すれば得られるはずの値とは必ずしも一致しない。

標本誤差率等詳細は、「平成 27 年国勢調査 抽出詳細集計 統計表に付帯する情報 「抽出方法及び結果の精度」」を参照のこと。

(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200521&tstat=000001080615&second=1>)

平成27年国勢調査社会経済分類表（Ⅰ）

[illegible]

平成27年国勢調査社会経済分類表（Ⅱ）

[illegible]

平成27年国勢調査社会経済分類表（Ⅲ）

社会経済分類	年齢	労働力状態 1)	職業			従業上の地位 2)
			大分類	中分類	小分類	
労務作業者	15歳以上	1～4	J 建設・採掘従事者 K 運搬・清掃・包装等従事者	65 建設・土木作業従事者	651 , 681 , 682	1, 3, 6, 7
				69 採掘従事者	(693 , 69a)	1, 2, 3, 6, 7
				70 運搬従事者	701	1～7
				71 清掃従事者	702 ～ 706 711 , 71a , 71c	1, 2, 3, 6, 7 1, 2, 3, 6, 7
				73 その他の運搬・清掃・包装等	(739)	1, 2, 3, 6
個人サービス人	15歳以上	1～4	E サービス職業従事者	35 家庭生活支援サービス職業従事者	(351 , 359)	1～4, 6
				36 介護サービス職業従事者	(361 , 362)	1～
				38 生活衛生サービス職業従事者	(381 ～ 38a)	4, 6, 7 1～
				39 飲食物調理従事者	(391 , 392)	4, 6, 7 1～
				40 接客・給仕職業従事者	401 402 ～ 407	4, 6, 7 1～3 1～
				41 居住施設・ビル等管理人	(41a ～ 414)	4, 6, 7 1～
				42 その他のサービス職業従事者	(421 ～ 429)	4, 6, 7 1～
				F 保安職業従事者	453 , 459	4, 6, 7 6, 7
			K 運搬・清掃・包装等従事者	71 清掃従事者	712	1～
						4, 6, 7
保安職	15歳以上	1～4	F 保安職業従事者	43 保安職業従事者	(43a ～ 459)	1, 2, 3
内職者	15歳以上	1～3	C 事務従事者 H 生産工程従事者 K 運搬・清掃・包装等従事者 L 分類不能の職業	25 一般事務従事者	25c	8
				49 製品製造・加工処理従事者（金属製品）	49j	8
				50 製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	50c ～ 50j	8
				51 機械組立従事者	(51a ～ 51f)	8
				56 製品検査従事者	(56a ～ 579)	8
				58 機械検査従事者	(581 ～ 585)	8
				59 生産関連・生産類似作業従事者	59n , 592	8
				72 包装従事者	(721)	8
学生生徒	15歳以上	7	—	99 分類不能の職業	(999)	8
家事従事者	15歳以上	6	—	—	—	—
その他の15歳以上非就業者	15歳以上	5, 8	—	—	—	—
15歳未満の者	15歳未満	—	—	—	—	—
分類不能	15歳以上	1～4	L 分類不能の職業	99 分類不能の職業	(999)	1, 2, 3, 6, 7

（注）小分類欄の（ ）は、該当する職業中分類に含まれる職業小分類項目全てであることを示す。

1) 労働力状態

- 1 主に仕事
- 2 家事などのほか仕事
- 3 通学のかたわら仕事
- 4 仕事を休んでいた
- 5 仕事を探していた
- 6 家事
- 7 通学
- 8 その他

2) 従業上の地位

- 1 正規の職員・従業員
- 2 労働者派遣事業所の派遣社員
- 3 パート・アルバイト・その他
- 4 役員
- 5 雇人のある業主
- 6 雇人のない業主
- 7 家族従業者
- 8 家庭内職者